

# 日本の外国人受入れ・多文化共生に関する研究

## A Study on Accepting Foreigners and Multicultural Coexistence in Japan

山下 誠矢<sup>※</sup>      竹内 健太<sup>※</sup>      田中 陽介<sup>※</sup>  
Seiya Yamashita<sup>※</sup>      Kenta Takeuchi<sup>※</sup>      Yousuke Tanaka<sup>※</sup>

### Abstract

In recent years, the proportion of foreign residents residing in the total population has increased in Japan. Therefore, in this paper, we set the theme of “A Study on Accepting Foreigners and Multicultural Coexistence in Japan”, and consider the current situation and factors of increase in accepting foreigners in Japan and the efforts of multicultural coexistence of countries and regions.

### Key words

accepting foreigners, multicultural coexistence

## はじめに

近年、コンビニエンスストアやファーストフード店で放課後に働く外国人留学生のアルバイトスタッフだけではなく、日本企業等で正社員として働く在留外国人が増加している。また、街中では、飲食店や語学学校を経営する在留外国人のオーナーを見かけることも珍しくない。日本には、どれほどの在留外国人が生活を営んでいるのであろうか。

2019年3月22日に公表された法務省入国管理局の「2018年末現在における在留外国人数について」によれば、2018年末の在留外国人数は、273万1,093人で、前年末に比べ16万9,245人（6.6%）増加となり過去最高であった<sup>1)</sup>。また、2019年5月20日に公表された総務省統計局の「人口推計（2018年12月確定値、2019年5月概算値）」によれば、日本の総人口は、1億2,643万5千人（前年同月に比べ26万人減少）であった<sup>2)</sup>。このことから、日本の総人口に占める在留外国人数の割合は、およそ2.2%ということになる。

今後、日本の少子化に伴う日本の総人口の減少に対し、新たな在留資格の創設に伴う外国人の受入

---

※日本経済大学経営学部経営学科

れの促進や外国人留学生の増加が日本の総人口に占める在留外国人数の割合を高め、地域の多文化共生を構築する動きが加速することが予想される。

## 1. 在留資格一覧

図表1 在留資格一覧表（2018年8月現在）

「本邦において行うことができる活動」によって与えられる在留資格と該当例	
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習	技能実習生
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
特定活動	外交官等の家族使用人、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等
「本邦において有する身分又は地位」によって与えられる在留資格と該当例	
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子

（出所）法務省入国管理局(2018).「在留資格一覧表（2018年8月現在）」,<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.pdf>,2019年9月15日にアクセス。

近年、日本の街中では、様々な外国人を見かける。街中では、訪日外国人観光客がリュックサックを背負い、大きなキャリーバッグを転がしながら歩く姿をよく見かける。また、街中のコンビニエンスストアやファーストフード店に入ると、外国人留学生在が販売スタッフやホールスタッフ、キッチンスタッフとして働く姿が散見される。ところで、在留外国人には、どのような在留資格が与えられているのであろうか。

図表1に示されるように、在留資格は、「本邦において行うことができる活動」によって与えられる在留資格と「本邦において有する身分又は地位」によって与えられる在留資格に大別される。上記に加えて、2019年4月には、新たに在留資格「特定技能1号」と在留資格「特定技能2号」が創設されている。

## 2. 日本の総人口に占める在留外国人数の割合

ところで、日本には、どのくらいの在留外国人が生活を営んでいるのであろうか。図表2は、2014年から2018年までの各年の日本の総人口に占める在留外国人数の割合を図示化したものである。

図表2 日本の総人口に占める在留外国人数の割合

(単位 千人)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
日本の総人口	127,064	127,103	126,918	126,695	126,435
在留外国人数	2,122	2,232	2,383	2,562	2,731
割合	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%	2.2%

(出所) 日本の総人口については、総務省統計局(2015-2019)。「人口推計」、<https://www.e-stat.go.jp/statistics-by-theme/>, 2019年9月15日にアクセスし各年をキーワード検索し参照した。在留外国人数については、法務省入国管理局(2015-2019)。「2014-2018年末現在における在留外国人数について」,[http://www.moj.go.jp/press\\_index.html](http://www.moj.go.jp/press_index.html), 2019年9月15日にアクセスし各年のプレスリリースから参照した。

2014年から2018年までの各年の日本の総人口に占める在留外国人数の割合を見てみると、日本の総人口に占める在留外国人数の割合は、2014年(1.7%)⇒2015年(1.8%)⇒2016年(1.9%)⇒2017年(2.0%)⇒2018年(2.2%)と年々高まっている。また、日本の総人口に占める在留外国人数の割合は、2017年に初めて2%を超えた。

2019年3月22日に法務省入国管理局が公表した「2018年末現在における在留外国人数について」によれば、2018年末の在留外国人数は、273万1,093人で、前年末に比べ16万9,245人(6.6%)増加となり過去最高であった<sup>3)</sup>。また、2019年5月20日に総務省統計局が公表した「人口推計(2018年12月確

定値、2019年5月概算値)」によれば、日本の総人口は、1億2,643万5千人(前年同月に比べ26万人減少)であった<sup>4)</sup>。従って、日本の総人口1億2,643万5千人に占める在留外国人数273万1,093人の割合は、およそ2.2%ということになる。

### 3. 在留外国人の在留資格別の内訳

外国人が日本に在住するためには、在留資格が必要である。上で、2018年末の在留外国人数が273万1,093人であることが分かった。ところで、在留外国人の在留資格別の内訳はどのようになっているのであろうか。

図表3に示されるように、2018年末の在留資格別在留外国人数では、「永住者」が771,568人(構成比28.3%)(+3.0%)と最も多く、「留学」が337,000人(構成比12.3%)(+8.2%)、「技能実習」が328,360人(構成比12.0%)(+19.7%)、「特別永住者」が321,416人(構成比11.8%)(-2.5%)、「技術・人文知識・国際業務」が225,724人(構成比8.3%)(+19.3%)と続く。これらの上位の中でも、「留学」「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」の対前年末増減率(%)は高いことが分かる。

図表3 在留資格別在留外国人数の推移

在留資格	2016年末	2017年末	2018年末	2018年末	
				構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総数	2,382,822	2,561,848	2,731,093	100.0	6.6
特別永住者	338,950	329,822	321,416	11.8	-2.5
中長期在留者	2,043,872	2,232,026	2,409,677	88.2	8.0
永住者	727,111	749,191	771,568	28.3	3.0
留学	277,331	311,505	337,000	12.3	8.2
技能実習	228,588	274,233	328,360	12.0	19.7
技能実習1号イ	4,943	5,971	5,128	0.2	-14.1
技能実習1号ロ	97,642	118,101	138,249	5.1	17.1
技能実習2号イ	3,207	3,424	3,712	0.1	8.4
技能実習2号ロ	122,796	146,729	173,873	6.4	18.5
技能実習3号イ		-	220	0.0	-
技能実習3号ロ		8	7,178	0.3	89,625.0
技術・人文知識・国際業務	161,124	189,273	225,724	8.3	19.3
定住者	168,830	179,834	192,014	7.0	6.8
家族滞在	149,303	166,561	182,452	6.7	9.5
日本人の配偶者等	139,327	140,839	142,381	5.2	1.1
特定活動	47,039	64,776	62,956	2.3	-2.8
技能	39,756	39,177	39,915	1.5	1.9
永住者の配偶者等	30,972	34,632	37,998	1.4	9.7
経営・管理	21,877	24,033	25,670	0.9	6.8
企業内転勤	15,772	16,486	17,328	0.6	5.1
教育	11,159	11,524	12,462	0.5	8.1
高度専門職	3,739	7,668	11,061	0.4	44.2
高度専門職1号イ	731	1,194	1,576	0.1	32
高度専門職1号ロ	2,813	6,046	8,774	0.3	45.1
高度専門職1号ハ	132	257	395	0.0	53.7
高度専門職2号	63	171	316	0.0	84.8
教授	7,463	7,403	7,360	0.3	-0.6
宗教	4,428	4,402	4,299	0.2	-2.3
文化活動	2,704	2,859	2,825	0.1	-1.2
興行	2,187	2,094	2,389	0.1	14.1
医療	1,342	1,653	1,936	0.1	17.1
研究	1,609	1,596	1,528	0.1	-4.3
研修	1,379	1,460	1,443	0.1	-1.2
芸術	438	426	461	0.0	8.2
報道	246	236	215	0.0	-8.9
介護		18	185	0.0	927.8
法律・会計業務	148	147	147	0.0	0.0

(出所) 法務省入国管理局(2019). 「【2018年末】公表資料」, <http://www.moj.go.jp/content/01289225.pdf>, 2019年9月15日にアクセス。

#### 4. 在留外国人数の増加要因

2018年末の在留外国人数が273万1,093人であることは既に触れたが、どの国籍・地域の在留外国人数が増加しているのであろうか。

図表4 国籍・地域別在留外国人数の推移

国籍・地域	2016 年末	2017 年末	2018 年末	2018 年末	
				構成比 (%)	対前年末増減率 (%)
総数	2,382,822	2,561,848	2,731,093	100.0	6.6
中国	695,522	730,890	764,720	28.0	4.6
韓国	452,096	450,663	449,634	16.5	- 0.2
ベトナム	199,990	262,405	330,835	12.1	26.1
フィリピン	243,662	260,553	271,289	9.9	4.1
ブラジル	180,923	191,362	201,865	7.4	5.5
ネパール	67,470	80,038	88,951	3.3	11.1
台湾	52,768	56,724	60,684	2.2	7.0
米国	53,705	55,713	57,500	2.1	3.2
インドネシア	42,850	49,982	56,346	2.1	12.7
タイ	47,647	50,179	52,323	1.9	4.3
その他	345,189	373,339	396,946	14.5	6.3

(出所) 法務省入国管理局(2019). 「【2018年末】公表資料」, <http://www.moj.go.jp/content/01289225.pdf>, 2019年9月18日にアクセス。

図表4に示されるように、2018年末の国籍・地域別在留外国人数の増加が顕著な国籍・地域としては、ベトナムが33万835人(対前年末比6万8,430人(26.1%)増)、ネパールが8万8,951人(同8,913人(11.1%)増)、インドネシアが5万6,346人(同6,364人(12.7%)増)であることが分かる<sup>5)</sup>。

ところで、上記3か国の在留資格別「留学」「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」の在留外国人数の2018年末対前年末増減率(%)は、どのようになっているのであろうか。

図表5に示されるように、在留資格別「留学」「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」の在留外国人数の2018年末対前年末増減率(%)は高いことが分かる。昨今の日本では、留学生30万人計画や日本企業等の人手不足の深刻化や高齢者介護施設の慢性的な介護職員の不足の問題を受け、留学生の積極的な受入れや新たな在留資格が創設されている。

図表5 主要国籍・地域別、在留資格別在留外国人数(2018年末)(抜粋)

国籍・地域	留学	技能実習	技術・人文知識・国際業務
ベトナム	81,009	164,499	34,752
対前年末増減率(%)	12.1	33.1	57.6
ネパール	28,987	257	8,541
対前年末増減率(%)	7.0	43.6	57.4
インドネシア	7,213	26,914	2,679
対前年末増減率(%)	11.1	22.9	29.3

(出所) 法務省入国管理局(2019). 「【2018年末】公表資料」, <http://www.moj.go.jp/content/01289225.pdf>, 2019年9月18日にアクセスし抜粋。

それに伴い、上記3か国をはじめとした国々はいち早く昨今の日本の動きを感じ取ったと言える。そして、その結果が在留外国人数の増加に影響したと考えられる。また、日本の治安の良さや安全な環境は、大変魅力的なものである。祖国より恵まれた環境下で学べること、そして、ある程度の給料や待遇を求めて日本を選択するケースが増えていることも在留外国人数の増加の一因であろう。

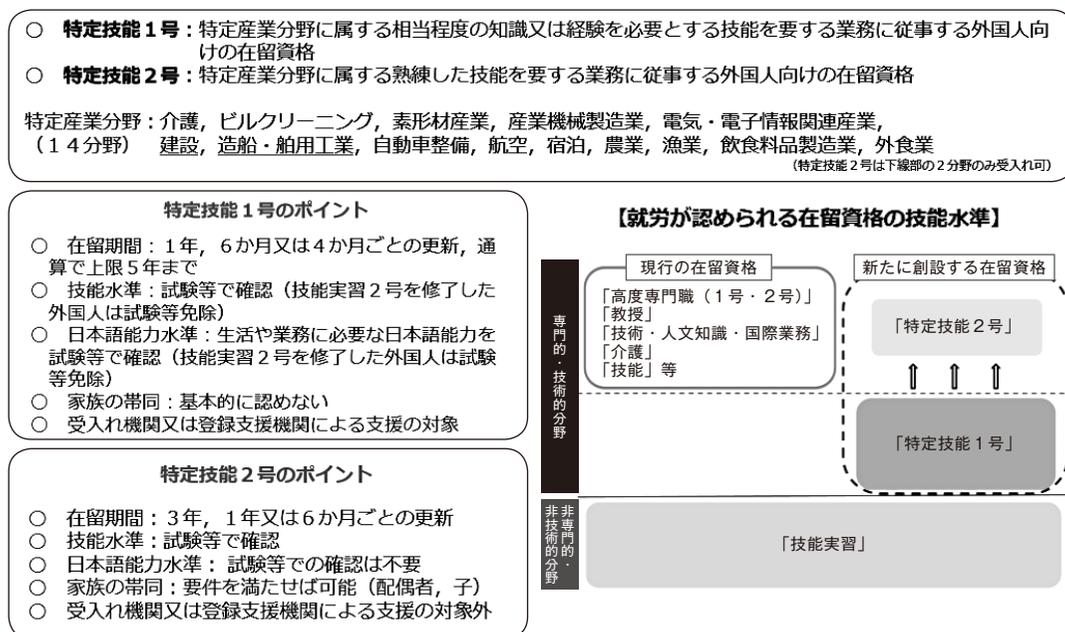
在留外国人数が増加し、「留学」「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」の対前年末増減率(%)は高い。しかし、人手が特に足りていないとされる介護業界をはじめとしたいくつかの業種(産業分野)においては、いまだ十分な人材確保には至っていない。今後、日本では、外国人の受入れだけでなく、日本企業等での労働条件や待遇面を含めさらなる法の改正や整備が必要である。

## 5. 新たな在留資格の創設と動向

前述したように、介護業界をはじめとしたいくつかの業種(産業分野)では、慢性的な人手不足の問題が生じている。このような状況を受け、日本政府は、2019年4月に新しい在留資格「特定技能」を創設した。

図表6に示されるように、在留資格「特定技能」は、人手不足が深刻な14業種(産業分野)を外国人の受入れの対象としている。そのため、日本企業等では、外国人労働者を受入れやすくなった。また、それと同時に、外国人留学生や技能実習生にとっては新たな選択肢となり得る新制度とも言えよう。

図表6 制度概要 ①在留資格について



(出所) 法務省出入国在留管理庁(2019)。「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」, <http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf>, 2019年9月18日にアクセス。

在留資格「特定技能1号」の在留資格変更許可申請をするためには、日本語試験と技能試験を受験する必要がある。現在、外食業と宿泊業がいち早く技能試験を実施している。外食業では、一般社団法人日本フードサービス協会が外食業技能測定試験を実施している。また、宿泊業では、一般社団法人宿泊業技能試験センターが宿泊業技能測定試験を実施している。今後、外食業や宿泊業以外の業種（産業分野）においても技能試験が実施される予定となっている。

図表7 「特定技能」において新設する試験について

	分野	試験名称（仮称） （実施主体（決定している場合））
日本語	（14分野共通）	国際交流基金日本語基礎テスト （（独）国際交流基金）
	介護	介護日本語評価試験
厚労省	介護	介護技能評価試験
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 （（公社）全国ビルメンテナンス協会）
経産省	素形材産業	製造分野特定技能1号評価試験
	産業機械製造業	
	電気・電子情報関連産業	
国交省	建設	建設分野特定技能1号評価試験 （特定技能外国人受入事業実施法人）
	造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験 （（一財）日本海事協会）
	自動車整備	自動車整備分野特定技能評価試験 （（一社）日本自動車整備振興会連合会）
	航空	航空分野特定技能評価試験（空港グランドハンドリング） （（公社）日本航空技術協会）
		航空分野特定技能評価試験（航空機整備） （（公社）日本航空技術協会）
宿泊	宿泊業技能測定試験 （（一社）宿泊業技能試験センター）	
農水省	農業	農業技能測定試験（耕種農業全般） （（一社）全国農業会議所）
		農業技能測定試験（畜産農業全般） （（一社）全国農業会議所）
	漁業	漁業技能測定試験（漁業） （（一社）大日本水産会）
		漁業技能測定試験（養殖業） （（一社）大日本水産会）
	飲食料品製造業	飲食料品製造業技能測定試験 （（一社）外国人食品産業技能評価機構）
	外食業	外食業技能測定試験 （（一社）外国人食品産業技能評価機構）

（注1）2019年5月28日現在

（注2）日本語については、「日本語能力試験（JLPT）」（N4以上）も活用（国内・海外：7月7日、12月1日（海外実施都市によってはいずれかのみの実施））

（出所）法務省出入国在留管理庁（2019）。「特定技能制度の施行状況について」, <http://www.moj.go.jp/content/001296042.pdf>, 2019年9月18日にアクセス。

図表7は、14業種（産業分野）の技能試験の実施主体を図示化したものである。

前述したように、介護業界の人手不足は、特に深刻なものである。「日本再興戦略」改訂2014（2014年6月24日閣議決定）では、実質上外国人材受入れ拡大の必要性を認めたとと言える。これまでのところ、2008年より本格的に始まった経済連携協定（EPA）による在留資格「特定活動（EPA）」、2017年9月より施行されている在留資格「介護」、そして、同年11月より施行されている在留資格「技能実習」の3つの受入れ方法によって、介護人材の受入れ拡大を図ってきた。しかし、思ったほどまとまった介護人材の確保には至らなかったこともあり、その分「特定技能1号」への期待は大きいと言える。また、介護分野においては、在留期間上限5年の「特定技能1号」のみの設置となっている。「特定技能2号」の対象とならなかった理由としては、「特定技能1号」取得後、介護福祉士試験に合格すれば、在留資格「介護」に変更が可能になることが挙げられる。

「特定技能2号」については、いまだ未定の部分もあり、2分野の受入れにとどまっている。「特定技能2号」については、「特定技能1号」が本格的に運用されるのに伴って整備されていくと考えられる。

## 6. 多文化共生の国家的推進 —マクロ的視点—

先述したように、日本では、在留外国人数が増加している。それに伴い、私たちの身の周りでは、多文化共生を実現するための施策が着実に実施されている。今後、地方自治体では、様々な目的を持って来日した外国人が地域社会に溶け込めるように、今まで以上に多文化共生のための取り組みを行う必要がある。具体的には、多言語による行政情報や公共サービスの提供、生活に関する支援の強化、防災・医療・保険・福祉・教育などあらゆる面の取り組みが挙げられる。ところで、国としては、これまでどのような多文化共生のための取り組みを行ってきたのであろうか。

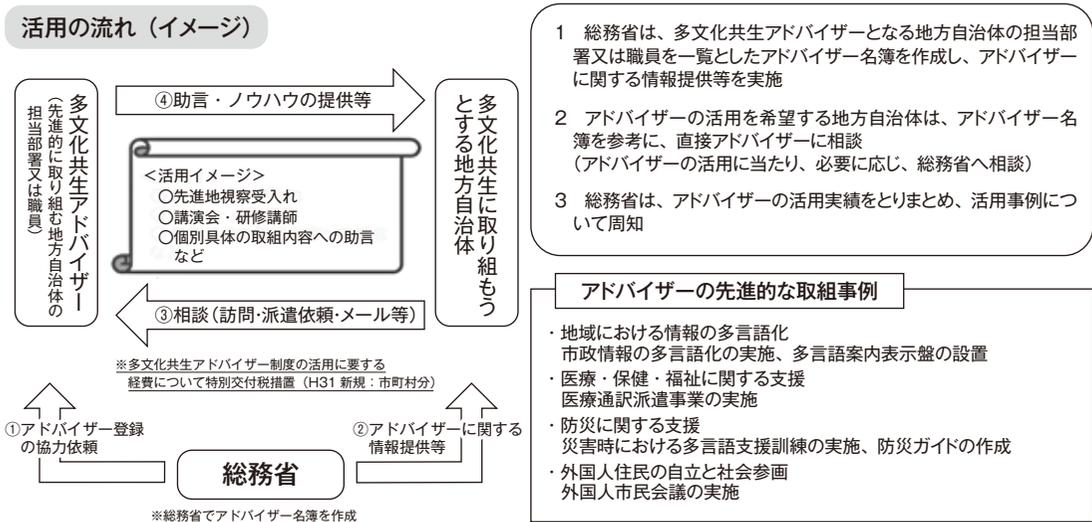
まず、総務省は、多文化共生のための取り組みとして各地方公共団体における多文化共生施策の推進に関するガイドライン「地域における多文化共生推進プラン（2006年3月）」の策定と通知を行った<sup>6)</sup>。

次に、上記プランの策定と通知より10年が経過し在留外国人数が急増していく中、総務省は、2016年2月より地域における多文化共生施策の更なる推進のため、「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」の開催、さらに2017年5月より、外国人被災者への情報伝達の支援のため「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」を行ってきた<sup>7)</sup>。

次いで、2018年10月には、外国人住民の急増を踏まえ、地方公共団体と協力し「多文化共生の推進に関する研究会」を開催した<sup>8)</sup>。そして、地域における多文化共生施策の更なる推進の方策の一つとして、図表8の多文化共生アドバイザー制度を創設した<sup>9)</sup>。

図表8 「多文化共生アドバイザー」制度について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録
- 多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、取組分野に応じて先進的な団体から助言・ノウハウの提供等を受けることができるよう、その取組を支援



(出所) 総務省(2019). 「多文化共生の推進」, [http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chiho/02gyosei05\\_03000060.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html), 2019年9月18日にアクセス。

このように、国としては、これまでにいくつかの多文化共生のための取り組みの段階を経て、様々な領域において地域の多文化共生の推進を図ってきた。

## 7. 多文化共生のまちづくり —ミクロ的視点—

前述では、国の多文化共生の取り組みを取り上げた。ところで、地域の多文化共生の取り組みは、どのようになっているのであろうか。例として、三重県の多文化共生の取り組みを概観する。

三重県が公表した「2018外国人住民数調査結果詳細資料」によれば、三重県の外国人住民数は50,612人で日本人の人口は1,773,962人であった<sup>10)</sup>。従って、三重県の総人口182万4,574人に占める外国人住民数の割合は、およそ2.77%である。先述した日本の総人口に占める在留外国人数の割合 (およそ2.2%) と三重県の総人口に占める外国人住民数の割合 (およそ2.77%) を比較すると、三重県の外国人住民数の割合は高いことが分かる。

図表9 三重県の外国人住民数の国籍・地域別内訳

順位	国籍・地域	外国人住民数	構成比	増減数	増減率
1	ブラジル	12,879人	25.4%	- 114人	- 0.9%
2	中国	7,938人	15.7%	204人	2.6%
3	フィリピン	6,904人	13.6%	350人	5.3%
4	ベトナム	5,960人	11.8%	1,628人	37.6%
5	韓国	4,413人	8.7%	- 23人	- 0.5%
6	ペルー	3,074人	6.1%	17人	0.6%
7	インドネシア	1,614人	3.2%	127人	8.5%
8	タイ	1,512人	3.0%	121人	8.7%
9	ネパール	1,221人	2.4%	253人	26.1%
10	ボリビア	964人	1.9%	- 10人	- 1.0%
	その他	4,133人	8.2%	394人	10.5%
	三重県計	50,612人	100.0%	2,947人	6.2%

(注) 2016年より法務省の統計基準に基づき、中国と台湾、韓国と朝鮮は別々に集計を行っています。

そのため表中の中国には台湾出身者を含みません。

(出所) 三重県庁(2019)。「2018外国人住民数調査結果詳細資料」, <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000819878.pdf>, 2019年9月18日にアクセス。

図表9に示されるように、三重県の外国人住民数の構成比を見てみると、三重県計に占めるブラジル・中国・フィリピンの構成比の合計は、54.7%と全体の半数を占めている。また、外国人住民数の増減率に着眼してみると、国籍・地域では、ベトナム(増減率37.6%)、ネパール(増減率26.1%)、タイ(増減率8.7%)、インドネシア(増減率8.5%)の増加が著しい。三重県計における外国人住民数は、前年より2,947人(6.2%)増加している。2019年3月22日に法務省入国管理局が公表した「2018年末現在における在留外国人数について」によれば、三重県の在留外国人数は、都道府県の中で15位であった<sup>11)</sup>。

このように、外国人住民数が少なくない三重県では、多文化共生の実現と諸外国の人々との相互理解・友好親善に資することを目的とした公益財団法人三重県国際交流財団(通称MIEF)が1991年に設立された。MIEFは、設立以降、三重県全域に居住する外国人の相談・サポートの窓口となっている。現在、MIEFが行っている主な事業としては、外国人住民の相談窓口や災害時の外国人住民支援、医療通訳、多文化共生教育、財団パートナーなどがある。

まず、多言語相談窓口では、2019年8月1日から新たにみえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」がMIEFの事務所内に設置された。外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」では、在留手続や仕事、医療、福祉、出産・子育て、教育等、外国人住民の日常生活についての相談は、電話を使用した三者通訳等に対応している。外国人住民の相談内容によっては、専門機関に繋いで解決までサポートを行っている。対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、日本語で相談可能時間は平日9:00~17:00となっている。

次に、災害時の外国人住民支援では、日本人を対象に災害時語学サポーター養成研修を毎年行っており、災害時に日本人側から情報を発信し外国人を誘導できる人材育成に取り組んでいる。災害時に必要な情報を自分で収集することのできない外国人住民に対応したものとと言える。

次いで、医療通訳では、三重県内の複数の医療機関に医療通訳者を配置している。外国人住民は、必要な言語の医療通訳者がいる曜日・時間に受付で申し出ることによって利用することができる。また、医療機関が医療通訳者を必要とする場合は、MIEFに医療パートナーとして登録されている日本人又は外国人のボランティアを派遣することもできる。

さらに、多文化共生教育事業では、資料・情報のリソースルームとして多文化共生教育センター『みーく』が2007年6月2日に開設された。多文化共生教育センター『みーく』では、多文化共生や日本語教育に関わる書籍の閲覧や貸し出しを行っている。また、日本語学習教材「みえこさんの日本語」の開発・発行も行っており、教科書・絵カードやCD等は条件を満たすことによって希望すれば個人でも購入することができる。進学や奨学金についての詳しい説明もボランティアにより各言語に翻訳されたものが利用できる。外国人の児童の学習支援教室や日本語教室については、各自治体の国際交流協会と連携して、地域のボランティアによってサポートが行われている。

そして、財団パートナーとして様々な分野でのボランティア育成にも力を入れている。現在、外国人住民は必要に応じて、通訳・翻訳パートナー、日本語パートナー、医療パートナー、災害パートナーを利用することが可能である。

このように、MIEFでは、日本語が分からない外国人住民、外国語が分からない日本人の間に入って様々なサポートを行う体制が整備されている。また、毎年各分野において研修やセミナーが外国人住民、日本人問わず対象に随時開催されている。今後、様々な分野で多文化共生の意識が高まり、外国人住民を地域の構成員とする受入れが促進されていくことが期待されている。

## (Endnotes)

### 注

- <sup>1)</sup> 法務省入国管理局(2019)。「2018年末現在における在留外国人数について」、[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00081.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html), 2019年9月15日にアクセス。
- <sup>2)</sup> 総務省統計局(2019)。「人口推計(2018年12月確定値、2019年5月概算値)」、<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>, 2019年9月15日にアクセス。
- <sup>3)</sup> 法務省入国管理局(2019)。「2018年末現在における在留外国人数について」、[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00081.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html), 2019年9月15日にアクセス。
- <sup>4)</sup> 総務省統計局(2019)。「人口推計(2018年12月確定値、2019年5月概算値)」、<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>, 2019年9月15日にアクセス。
- <sup>5)</sup> 法務省入国管理局(2019)。「2018年末現在における在留外国人数について」、[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00081.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html), 2019年9月18日にアクセス。

- 6) 総務省(2019).「多文化共生の推進」,  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chiho/02gyosei05\\_03000060.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html), 2019年9月18日にアクセス。
- 7) 同上。
- 8) 同上。
- 9) 同上。
- 10) 三重県庁(2019).「2018外国人住民数調査結果詳細資料」,  
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000819878.pdf>, 2019年9月18日にアクセス。
- 11) 法務省入国管理局(2019).「【2018年末】公表資料」,  
<http://www.moj.go.jp/content/001289225.pdf>, 2019年9月18日にアクセス。

#### 主な参考文献・ウェブサイト

- 南雲智・寺石雅英(2019).『留学生の日本就職ガイド2021』, 論創社。
- 公益財団法人三重県国際交流財団(2019).「事業一覧」, <http://www.mief.or.jp/>, 2019年9月19日アクセス。
- 総務省(2019).「多文化共生の推進」, [http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chiho/02\\_gyosei05\\_03000060.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02_gyosei05_03000060.html), 2019年9月18日アクセス。
- 総務省統計局(2015-2019).「人口推計」, <https://www.e-stat.go.jp/statistics-by-theme/>, 2019年9月15日にアクセスし各年をキーワード検索し参照した。
- 総務省統計局(2019).「人口推計(2018年12月確定値、2019年5月概算値)」, <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>, 2019年9月15日アクセス。
- 法務省出入国在留管理庁(2019).「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」, <http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf>, 2019年9月18日アクセス。
- 法務省出入国在留管理庁(2019).「特定技能制度の施行状況について」, <http://www.moj.go.jp/content/001296042.pdf>, 2019年9月18日アクセス。
- 法務省入国管理局(2015-2019).「2014-2018年末現在における在留外国人数について」, [http://www.moj.go.jp/press\\_index.html](http://www.moj.go.jp/press_index.html), 2019年9月15日にアクセスし各年のプレスリリースから参照した。
- 法務省入国管理局(2018).「在留資格一覧表(2018年8月現在)」, <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.pdf>, 2019年9月15日アクセス。
- 法務省入国管理局(2019).「2018年末現在における在留外国人数について」, [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00081.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html), 2019年9月15日アクセス。
- 法務省入国管理局(2019).「【2018年末】公表資料」, <http://www.moj.go.jp/content/001289225.pdf>, 2019年9月15日アクセス。
- 三重県庁(2019).「2018外国人住民数調査結果詳細資料」, <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000819878.pdf>, 2019年9月18日アクセス。
- 三重県庁(2019).「外国人住民国籍・地域別人口調査(2018年12月31日現在)の結果」, <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0011500177.htm>, 2019年9月19日アクセス。